

平成20年度 市税の納期限

■固定資産税

- 第1期 4月30日(水)
- 第2期 7月31日(木)
- 第3期 9月30日(火)
- 第4期 12月26日(金)

■軽自動車税

- 全期 6月2日(月)

■市県民税

- 第1期 6月30日(月)
- 第2期 9月1日(月)
- 第3期 10月31日(金)
- 第4期 2月2日(月)

■国民健康保険税

- 第1期 7月31日(木)
- 第2期 9月1日(月)
- 第3期 9月30日(火)
- 第4期 10月31日(金)
- 第5期 12月1日(月)
- 第6期 12月26日(金)
- 第7期 2月2日(月)
- 第8期 3月2日(月)

固定資産課税台帳の閲覧
土地・家屋の価格等の縦覧

平成20年度は固定資産税の評価額を据え置く第3年度に当たするため、土地・家屋についての評価替えは行っていません。

しかし、①新たに固定資産

税の対象となった家屋②土地の地目変換、家屋の増改築などによって基準年度（平成18年度）の価格によることが適当でない土地または家屋については、新たな評価を行い、価格の決定を行っています。

■閲覧・縦覧期間

4月1日(火)～30日(水)
8時30分～17時15分

■閲覧・縦覧場所

市庁舎本館資産税課、各総合支所税務課

■固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者、賃借権・その他の使用収益を目的とする権利者が閲覧できます。閲覧期間以外は、閲覧手数料が必要になります。

■土地・家屋価格等の縦覧

納税者が、本人の所有する土地や家屋の価格と周辺の土地や家屋の価格を比較し、評価額の適正さを判断できる制度です。評価額の比較という目的以外のために縦覧を希望される場合は、お断りすることがあります。

帳簿に記載されている内容は、次のとおりです。

○土地価格等縦覧帳簿

土地の所在、地番、地目、地積、評価額

○家屋価格等縦覧帳簿
家屋の所在、家屋番号、種類、構造、建築年次、床面積、評価額

■問合せ

○市庁舎本館資産税課
資産税係

TEL0897-52-1325

○各総合支所税務課
税務係

住宅に設置する浄化槽の人槽
算定に係る面積基準を緩和

住宅（共同住宅を除く）に設置する浄化槽は、建築基準法施行令の規定による日本工業規格に基づき、延べ面積が130平方メートル以下の住宅は5人槽、130平方メートルを超える住宅は7人槽の浄化槽を設置することとしていましたが、4月1日から現行の住宅の延べ面積の基準を、次のとおり緩和しました。

○5人槽：延べ面積が160平方メートル以下の住宅

○7人槽：延べ面積が160平方メートルを超える住宅

市庁舎別館建築住宅課
建築審査係

■問合せ

TEL0897-52-1233

国民年金の「学生納付特例制度」をご存じですか？

20歳以上であれば、学生の方も国民年金に加入しなければなりません。しかし、本人の所得が一定以下の学生については、申請によって保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

平成19年度の学生納付特例制度の承認を受けた一部の方には、3月下旬に社会保険庁が往復はがきの申請書を送付していますので、必要事項を記入して返信してください。

■対象となる学生

大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（就学年数が1年以上の課程）に在学する、20歳以上の方（夜間、定時制課程、通信課程も含みます）

■申請方法

年金手帳、印鑑、学生証または在学証明書を持って、住民票のある市区町村の担当窓口で手続きをしてください。

※前年に承認を受けた方も、年度ごとの申請手続きが必要です。

■注意点

承認期間中は、年金を受け

取る際に必要な受給資格期間に参入されますが、年金額には反映されません。

10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めることができますが、経過期間によって一定の額が加算されます。

■問合せ

○新居浜社会保険事務所
TEL0897-35-1300

○市庁舎本館市民課 年金係
TEL0897-52-1383

○各総合支所市民福祉課
市民保険係（東予）

市民生活係（丹原・小松）

労働保険の年度更新はお済みですか？

事業主の方は、平成20年度の労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新手続きを、4月1日(火)から5月20日(火)までに済ませてください。

年度更新の手続きは厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）にある電子申請で行うこともできます。

■問合せ

○愛媛労働局労働保険徴収室
TEL089-935-5202

○新居浜労働基準監督署
TEL0897-37-0151